

## 自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました

自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置について、適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものが対象となります。

### ◆令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車の税率

燃費基準達成度等	登録車 (新車・中古車)
電気自動車等	非課税
★★★★かつ令和12年度燃費基準85%以上達成※	
★★★★かつ令和12年度燃費基準75%以上達成※	1%
★★★★かつ令和12年度燃費基準60%以上達成※	2%
上記以外	3%

※令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。

軽減後  
の税率



登録車 (新車・中古車)
非課税
1%
2%

【お問合せ先】  
東京都自動車税コールセンター  
03-3525-4066 (平日9時~17時)

